

「アチヨリの伝統的正義」をめぐる語り

著者	榎本 珠良
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	2007-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008154



「アチヨリの伝統的正義」をめぐる語り

榎本珠良

はじめに

2004年1月、国際刑事裁判所(International Criminal Court: 以下、ICC)は、北部ウガンダの事態に関する捜査に向けて活動を開始した。当地域では1980年代後半から政府軍と「神の抵抗軍」(Lord's Resistance Army: 以下、LRA)との戦闘が続いており、行われてきた行為はICCが管轄可能であろうと思われた。しかしこの直後から、ICCは被害地域の北部ウガンダ(特にアチヨリ地域)の指導者層や援助組織等による批判に直面した。そして、その後の議論においては、「アチヨリの人々が欲するアチヨリの伝統的正義(以下、伝統的正義)は和解、赦し、関係修復、社会復帰を志向する修復的(restorative)なものであり、応報的(retributive)なICCの正義はアチヨリの人々にとっての正義ではない」といった説明が広範に使用され、「伝統的正義」は懲罰的要素を含まないものと解釈される傾向にある。また、この傾向はとりわけアチヨリ以外の論者に顕著であると言える。

本稿は、このような説明および解釈が問題点を含むことを指摘し、この説明が広範に使用され、解釈された背景を考察するものである。なお、英語のjusticeという単語は「正義」、「司法」等と訳されるが、本稿では基本的に「正義」という訳を用いる。

1. 北部ウガンダ紛争とICC関与の経緯

1985年、北部ウガンダ・アチヨリ地域出身のオケロはオボテ政権を倒したが、1986年に南部を基盤とする現大統領ムセベニの軍に倒された。ムセベニの軍による残虐行為に対抗しようとした北部住民や、北部に逃れたオケロ政権下の軍関係者はさまざまな反政府集団を形成した。1988年前後からジョセフ・コニー率いるLRAが反政府集団の主流となったが、アチヨリの人々の支持を失うようになると、若いアチヨリの人々を誘拐し、彼らに同じアチヨリの人々を攻撃させるようになった。また、ウガンダ政府軍もLRAから国民を守

るために戦うことを主張しながら、北部住民への暴力行為を行ってきた。2003年12月、ウガンダ政府はICCに事態を付託し、2004年1月末、上述のとおり、ICCは捜査に向けて活動を開始した。その後、公式捜査が行われ、2005年10月にLRAの指導者5人に対する逮捕状が公表された。

2. 「伝統的正義」の説明と解釈に関する問題点

ICC関与後の議論のなかで広範に使用される「伝統的正義」の説明(Blumenson[2005]; CSOPNU[2005])は、以下のように要約することができる。

「伝統的正義の最終目的は、個人を裁いて懲罰を与えることではなく、調和ある社会に向けた関係修復である。殺害行為の場合は『マト・オプート』の儀礼が行われ、加害者が自発的に告白し、事実が確認され、加害者クランが被害者クランに賠償を行い、クラン間の苦い感情が除去され、殺された人の魂が鎮魂され、クラン同士が和解し、加害者および加害者クランが赦され、加害者が社会に復帰する。アチヨリの人々が欲する修復的な伝統的正義とは相反する応報的なICCの正義は、アチヨリの人々にとって正義ではない。」

そして、この「伝統的正義」は、とりわけアチヨリ以外の論者によって、懲罰的要素を含まないものと解釈される傾向にある(Branch[2004]; Human Rights Watch[2005])。しかし、この説明と解釈には以下の問題点を指摘し得る^{†1}。

第1に、この説明は「アチヨリの人々は伝統的正義を欲する」としている。しかし、筆者の現地調査^{†2}では、20代前半までの人々のなかには「伝統的」儀礼について見聞きしたことがない人々や、

「儀礼を見かけたことはあるが、よく知らない」という人々もみられた。また、この地域で急激に広まりつつある新生キリスト教(ボン・アゲイン)の信者のなかには、「伝統的」儀礼を「サタニック」として拒絶する者もいる。よって、すべてのアチヨリの人々が「伝統的正義」を欲するとは言い難い。

第2に、この説明は「ICCの正義は、伝統的正義を欲する人々にとって正義ではない」としている。しかし、筆者の調査では、「伝統的正義」を支持する「伝統的」指導者や援助組織の現地職員のなかでも、ICCの「正義」自体は拒絶せず、「今回の場合は政府の『軍事的解決』を是認し、和平交渉を困難にし、被害を増加させ、一方だけを裁く勝者の裁きとなり、紛争の背景にある歴史的・構造的問題を悪化させるという理由で反対」とする人々が多い。また、この地域において国家の司法制度は「伝統的正義」と並存しているが、これについては問題視されていない。こうしたことに鑑みると、「伝統的正義」を欲することが、ICCの「正義」を正義と見なさないことを意味するとは限らない。

第3に、この説明は「伝統的正義は修復的であり、応報的正義とは相反する」としている。このことから、特にアチヨリ以外の論者によって「伝統的正義」は懲罰的要素を含まないと解される傾向にあり、この解釈が疑問視されることは少ない。例えば、「アチヨリの人々が『伝統的正義』を欲し、懲罰を欲しないというのは誤りである。実際は赦

†1 「応報的」とされるICCも、「和解」や「関係修復」等を可能にするものとして認識される側面もある、という問題点も考えられるが、本稿では割愛する。

†2 2006年3月から4月にかけてのアチヨリ地域での調査。



することができず懲罰を欲する人も多いため、(ICC 等での)裁判が必要である。」といった主張(Allen [2005])も、「伝統的正義」は赦すものであり、懲罰的要素を含まないという理解に基づいている。しかし、この解釈が上述の「伝統的正義」の説明を用いるすべての人に共有されているとは言い難い。

まず、現地の人々が「伝統的正義」を語る際に頻繁にみられる以下のような発言からは、これまでの議論のなかで「後悔」や「賠償」といった単語に括られているものが「和解」、「赦し」、「修復」と表現されているものの不可分の要素あるいは前提であり、同時に懲罰的な意味をもつものとして認識されている、と解することもできる。

「人を殺した場合、加害者は心から後悔し、自分のせいで苦しむことになった自分のクランの人々や被害者クランの人々とともに生き、自らがもたらした苦しみや痛みを感じる。加害者およびその家族やクランは、賠償をするために多大な苦勞をする。(賠償と儀礼のための経済的負担によって)家族やクラン全体が困窮し苦しむことに加え、儀礼と賠償が完了するまで、殺された人の魂がもたらす災禍への恐怖や実際の災禍に苛まれる^{†3}。奪われた生命が賠償によって回復され、加害者クランが苦しむ姿を見て、被害者クランの人々は赦そうという気になる。また、加害者クラン全体が苦しむ結果になるような行為をクラン全体で予防しようとする。」(30代の援助組織職員への筆者インタビュー。

†3 タブーが犯された場合には、儀礼を行い、先祖の魂や(殺害行為の場合は)殺された人の魂などの怒りを鎮めない限り、タブーを犯した本人およびその家族やクランに災禍がもたらされるためである。

ュー。カッコ内は筆者補足)

こうした人々がICCより「伝統的正義」のほうが良いとする場合、ICCの方法ではLRA指導者は後悔せずに裁判所で無罪を主張するであろうこと、加害者やそのクランが賠償を行うとは限らないこと、紛争後に人々が苦しみながら生きているときに、LRA指導者は自らがもたらした苦しみや痛みを目の当たりにすることもなく、ハーグの刑務所の空調付きの清潔な部屋で肉入りの食事が提供される暮らしをすること等を指摘し、「懲罰として不十分であり、伝統的和解方法(によって苦難を味わうこと)のほうが良い」とする傾向にある。こうした見解は、「『伝統的正義』による赦しや和解を主張している」ものと見なされるような「伝統的」指導者の発言(Allen[2005:68])にも含まれる。これらに鑑みると、「伝統的」指導者や援助組織職員も含めた現地の人々のなかでは、「赦し」、「和解」、「修復」と表現されているものと懲罰的要素との間に明確な境目があるとは言い難い場合もあると思われる。さらに、彼らが「伝統的正義における最終目的は、個人を裁いて懲罰を与えることではなく、調和ある社会に向けての関係修復である」と語る際には、「(クラン全体の責任ととらえるのであって)個人を裁くのではなく、懲罰を与えることが最終目的ではない」ことに重点を置く傾向もみられる。あるいは、「伝統的正義はアチヨリの慣習に基づくものであり、国内法に基づいて裁き、懲役刑や死刑を与えるものではない」ことを述べるなかで、「伝統的正義は裁いて懲罰を与えるものではない」と表現することもある。「伝統的正義は応報的(retributive)ではない」という表現も、「伝統的正義には死刑がなく、殺人者に報復・復讐(revenge)するものではない」といった意味合いで使用する場合もある。これらのことから、上述の「伝統的正義」の説明を使用

するアチヨリの人々のなかで、懲罰的要素についての解釈には幅があることが考えられる。

3. 「伝統的正義」の説明と解釈の背景

上述の「アチヨリの人々が欲する修復的な伝統的正義」の説明が広範に使用され、とりわけアチヨリ以外の論者が「伝統的正義」を懲罰的要素を含まないものと解釈する傾向にあることには、以下の背景が考えられる。

1990年代以降、欧米などの司法制度に関する議論や、紛争後等の「移行期の正義(司法)」の議論において「修復的正義(司法)」への期待が高まった。欧米などでは「応報的」司法制度に「修復的」要素を加える試みがなされ、南アフリカ共和国やルワンダ等の「移行期における修復的な正義(司法)」と見なされた制度に注目が向けられた。研究者や、ウガンダ南部の首都カンパラもしくはウガンダ国外で活動する援助組織職員には、こうした視点から「ウガンダの事例」をとらえる人々もいる。

また、1990年代後半以降、アチヨリの「伝統的」指導者や援助組織はLRAに誘拐された人々が帰還した後の「社会復帰」といった視点から「伝統的」儀礼に期待し、「マト・オプート」ではなく魂の鎮魂と浄化を主な目的とする儀礼を、懲罰的要素を減じた形で行ってきた。90年代以降、LRAから帰還した人々のなかで、LRAに強要された殺害等の行為ゆえに、そしてそうした行為によって魂がとりついたと見なされるために、家族や隣人に受容されない者がいることが問題視された。また、とりついた魂が鎮魂されない限り、本人や家族、クランなどに災禍がもたらされることが懸念された。しかし、「マト・オプート」の儀礼を行うためには誰が誰を殺害したのかを明確にする必

要があるが、この紛争下の殺害行為については、これが困難であることも多い。人口の約9割が国内避難民キャンプで生活し、物資のほとんどを援助に頼るなか、賠償や儀礼のための莫大な費用を捻出することも困難である。こうした状況において、魂の鎮魂とLRAの元メンバーの浄化を主な目的とする儀礼が推奨され、儀礼用の生贄は安価な代用品を用いて費用を抑えるか、援助組織が費用を負担する例も多いと言われる。

儀礼への支援に加え、援助組織は「伝統的」儀礼について「受容」という観点から現地の人々に教える活動を「平和教育」や「紛争で失われつつある伝統文化と秩序の復興」として行ってきた。また、2000年に成立した恩赦法(Amnesty Law)の下でLRAの元メンバーに国内法的に恩赦を与えた上で「伝統的」儀礼を通じて受容する意思を示すことにより、LRAのメンバーの帰還を促す効果も期待されている。こうした取り組みに関する援助組織や「元兵士の社会復帰問題」等に注目する研究者は、「伝統的」儀礼を「LRAに誘拐された人々の帰還を促し、帰還後のトラウマをケアし、社会復帰を促し、社会的関係を再構築し、和解を促進し、アチヨリの伝統に根ざした平和の文化を醸成するもの」として重視する傾向にある。

1990年代以前、アチヨリ地域において「伝統的」儀礼の内容等は語り継がれていたものの、文書に残されることは少なかった。現在の「伝統的正義」や儀礼の説明は、90年代後半以降にウガンダ国内外の研究者等が関与して英語で作成された文書に依拠するところが大きく、上述の「修復的正義(司法)」や「元兵士の社会復帰」などの議論に沿った形でなされ、これらの議論に使われる用語が頻出する。例えば、「修復的正義(司法)」の議論に沿った「伝統的正義」の説明のなかでは、「応報的正義(司法)」の特徴とされるものに合致するよう



な側面は抽出されなかったり、焦点が当たらなかつたりする。懲罰的な意味合いを伴う要素についても、「後悔」や「賠償」といった単語に括られることになる。そして、ICC 関与後の議論のなかでは、ICC の「応報的正義(司法)」との「相容れない点」が強調されることになる。また、「元兵士の社会復帰」等の議論に沿った説明は、LRA 指導者の責任の問題というよりも、「LRA に誘拐され、帰還した人々と現地社会の問題」として「伝統的」儀礼を扱う。

しかしながら、アチヨリの「伝統的」指導者や援助組織の現地職員が「伝統的正義」をLRA の指導者層に適用可能なものとして語り、「伝統的正義は修復的であり、後悔、自発的告白、事実確認、賠償、クラン間の苦い感情の除去、和解、魂の鎮魂、赦しによって構成される」といった説明を用いたとき、「賠償」や「後悔」に懲罰的要素が含まれるという認識に基づいていた場合でも、そうした含意はメディアや他国の研究者等に伝わらない可能性がある。また、彼らがLRA 指導者層に「マト・オプート」の儀礼が適用できる論拠として「伝統的」儀礼が実際に行われ、支持されていることを主張する際には、LRA に誘拐され、帰還した人々に適用されてきた上述の浄化儀礼に言及する。この場合、「伝統的」儀礼は「社会復帰」や「赦し」といった文脈のみにおいて、恩赦法と関連づけて説明される。この説明を受けて「マト・オプート」の儀礼と浄化儀礼を混同した報道もなされているように、各儀礼の内容や実施方法を把握せずには分かりにくい説明と言える。

加えて、LRA の過激化を招く、すでに帰還したLRA 元メンバーへの受容を妨げる等の懸念から、アチヨリの「伝統的」指導者や援助組織の現地職員は「賠償」等に懲罰的側面があることを表立てことさらに強調しないことも考えられる。また、

アチヨリの言語では同じ単語(ティモ・キチャ)が英語の「赦し(forgiveness)」、「恩赦(amnesty)」、「憐れみ・慈悲(mercy)」の対訳として使われる。アチヨリの人々が英語で説明する(あるいは現地通訳が英訳する)際にこれらの英単語の区別が曖昧な場合には、賠償などのプロセスを前提とした「赦し」を語った場合も「恩赦を与えて罰しないこと」と解された可能性もあると思われる。さらに、「伝統的」指導者や援助組織と協力関係にあり、ウガンダ国内外での知名度が際立って高いキリスト教系の宗教指導者が、キリスト教的な「赦し」や「憐れみ」という観点から「伝統的正義」を語り、頻繁に報道されることの影響も大きいと思われる。

1990年代以降、現地指導者層やウガンダ国内外の援助組織、研究者らは、和平や「文化復興」、「元兵士の社会復帰」等のために協力し、国家の行政・福祉・司法制度がほとんど機能していなかったアチヨリ地域での影響力を増した。ウガンダ国外に住むアチヨリ地域出身者も加わり、世界的に存在すら忘れ去られていた北部ウガンダ紛争や関連諸問題について、ウガンダ国内外で一貫したメッセージを伝えるべく活動した。ICC 関与後には協力者が増加し、欧米の写真家や映像作家、報道関係者等も参与した。しかし、こうした人々のなかでも、「伝統的正義」について同様のメッセージを使用した場合の解釈や伝え方が同じとは限らない。例えば、ウガンダ国内外の援助組織によるアドボカシー・ネットワーク内で決定権が強いのは、国際的な組織のカンパラあるいは欧米在住の職員であるが、彼らは「伝統的正義」が懲罰的要素を含むものとは認識せず、「和解」や「社会復帰」といった側面を伝える傾向にある。

ICC 関与後、アチヨリの指導者層やウガンダ国内外の援助組織職員、研究者は「アチヨリの人々」

を代表する、あるいはメッセージを伝達するものと認識され、彼らが語る「伝統的正義」の説明に基づいて報道や議論がなされた。しかしそのなかで、「伝統的正義」の説明および使用される単語の解釈は必ずしも同一ではなかったと思われる。

おわりに

1990年代以降、アチヨリ地域での影響力を増した指導者層やウガンダ国内外の援助組織職員、研究者らは、「伝統的」儀礼ないし「伝統的正義」に関して、同様の単語を用いた同様の説明をするようになった。そしてICC関与後は、彼らが「アチヨリの人々」を代表する、あるいはメッセージを伝達するものと認識された。しかし、彼らのなかでも、彼らの発言を基に報道や議論をする人々のなかでも、「伝統的正義」の説明および含まれる単語の解釈は同一ではなかったと思われる。ICC関与後の議論において「アチヨリの人々が欲する修復的な伝統的正義」の説明が広範に使用され、「伝統的正義」は懲罰的要素を含まないと解する傾向がとりわけアチヨリ以外の論者にみられ

ることには、こうした背景が考えられるのではないだろうか。

[付記] 本稿は、財団法人庭野平和財団の助成による研究成果の一部である。

【参考文献】

- Allen, T. [2005] "War and Justice in Northern Uganda : An Assessment of the International Criminal Court's Intervention," Independent Report.
- Blumenson, E. [2005] "The Challenge of a Global Standard of Justice : Peace, Pluralism, and Punishment at the International Criminal Court," Working Paper.
- Branch, A. [2004] "International Justice, Local Injustice," *Dissent*, Vol.51, Issue 3, pp.22-26.
- CSOPNU [2005] "The International Criminal Court Investigation in Northern Uganda," Civil Society Organisations for Peace in Northern Uganda (CSOPNU) Briefing Paper, Kampala : CSOPNU.
- Human Rights Watch [2005] "Uprooted and Forgotten : Impunity and Human Rights Abuses in Northern Uganda," *Human Rights Watch Report*, Vol.17, No.12 (A) New York : Human Rights Watch.

(えのもと・たまら / 東京大学大学院総合文化研究科)

